

令和元年6月3日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K02831

研究課題名(和文) 京都大番役の成立・展開に関する実態的研究

研究課題名(英文) Study of the Actual Situation on Establishment and Development of the Kyoto Obanyaku

研究代表者

川合 康 (KAWAI, Yasushi)

大阪大学・文学研究科・教授

研究者番号：40195037

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、京都大番役について、平安末期、治承・寿永内乱期、鎌倉前期、鎌倉中後期の4段階に区分し、その成立・展開の様相を実態的に検討したものである。検討にあたっては、京都大番役の警固の対象を、(a)里内裏、(b)大内、(c)院御所と明確に区別したうえで、それぞれの展開過程を考察した。(a)里内裏大番役と(b)大内大番役は、保元・平治の乱後に京武者であった平氏一門と摂津源氏によって創始されたと考えられ、鎌倉幕府は里内裏大番役を継承するとともに、承久の乱後になって(c)院御所大番役を組み込み、寛喜の大飢饉後に御家人役として整備していくことなどを論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

内裏大番役に関するかつての通説は、鎌倉幕府のもとで制度化された京都大番役のイメージを前提に、それを11世紀末～12世紀初頭の白河院政期に遡らせ、国司が責任者となって各国単位で大番役の動員が行われていたとするものであった。しかし、本研究では、内裏大番役や大内大番役が12世紀後半に京で活動する平氏一門や摂津源氏によって創始され、しかもそれは在京武士を中心に警固役に組織したものであったことを指摘した。この成果は、保元・平治の乱後の武士社会の在り方や、それを自らの権力下に編成する鎌倉幕府権力の展開過程の問題とも密接に関連し、新たな知見を生み出すことになったと考える。

研究成果の概要(英文)：A purpose of this study is to clarify an established process of the Kyoto Obanyaku. At first, I divided the times into four period(the end of Heian period, during the Jisho-Juei Civil War, the early Kamakura period, the mid and late Kamakura period) to analyze establishment and development of the Kyoto Obanyaku. Furthermore, I classified a defense object of the protection as (a) Satodairi, (b) Ouchi and (c) Ingosho. As a result of consideration, it is thought that the (a) Satodairi Obanyaku and (b) Ouchi Obanyaku was founded after the Hogen and Heiji War by Heishi and Settsu Genji which were Kyomusha. The Kamakura Shogunate incorporated the (c) Ingosho Obanyaku after the Jokyu War in succession to the Satodairi Obanyaku afterwards. After great famine of Kangi, the Kamakura Shogunate organized Kyoto Obanyaku as the Gokeninyaku.

研究分野：日本史

キーワード：京都大番役 平氏権力 鎌倉幕府 摂津源氏 閑院内裏 大内守護 鎌倉番役 異国警固番役

1. 研究開始当初の背景

(1) 京都大番役とは、鎌倉幕府が諸国の御家人を京都に動員して、天皇の里内裏・大内(大内裏のなかの本内裏)・院御所を警固させる制度であり、当時、御家人役のなかで最も優先されるべき軍役と認識されていた。それ故、京都大番役の解明は、中世国家史上における鎌倉幕府の位置を考えるうえできわめて重要な課題としてとらえられ、これまで多くの研究成果が積み重ねられてきた。先駆的業績としては、三浦周行「武家制度の発達」(『続法制史の研究』岩波書店、1925年)があげられるが、その後、五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について」(『鎌倉幕府の御家人制と南九州』戎光祥出版、2016年、初出1954年)が、三浦氏の研究成果を踏まえつつ、京都大番役の具体的な手続きや勤仕形態を解明し、大番役制度の基礎的事実を明らかにした。

五味氏はこの論文のなかで、鎌倉幕府成立当初の内裏大番役は、御家人のみならず、前代の例にならって公役として広く国中の荘園下司等にも賦課したと推定したが、この見解は石井進「院政時代」(『石井進著作集 第三巻 院政と平氏政権』岩波書店、2004年、初出1970年)に継承され、石井氏は11世紀末～12世紀初頭の白河院政期に内裏大番役は成立し、国司が責任者となって各国単位で大番役勤仕が行われたと推測した。白河院政期に国衛の公役として内裏大番役が成立したと想定する石井説は、その後、通説的位置を占めることになり、そうした認識を前提に、治承・寿永内乱後に鎌倉幕府が大番役を御家人役として独占した意義が論じられてきた(飯田悠紀子「平安末期内裏大番役小考」『御家人制の研究』吉川弘文館、1981年、など)。

(2) 上記のような内裏大番役の成立・展開に関する通説は、多分に推測を含んだ抽象的な議論であり、近年、こうした理解は大きな修正を迫られつつある。第一に注目したいのは、内裏大番役の存在を示す史料が12世紀後半の二条親政・後白河院政期以降にしか見当たらない事実や、平清盛が一門を率いて二条天皇の里内裏警固を始めたことが『愚管抄』に記載されている事実に基づいて、内裏大番役は、清盛による二条天皇の里内裏警固を起点に、平氏一門によって整備・組織された軍役であるという見解が、五味文彦氏によって提起されたことである(『院支配の基盤と中世国家』『院政期社会の研究』山川出版社、1984年、初出1975年)。公役か、平氏家人役かという点については、異なる意見が出されているものの、内裏大番役が平治の乱後の段階で平氏権力によって創始されたという点は、現在、野口実・高橋昌明・元木泰雄・木村英一氏らによって支持されており、内裏大番役の成立に関する研究は、今後は平氏権力論と密接な関係をもって進められる必要があろう。

(3) 第二に注目したいのは、警固対象となった里内裏についての研究が進展したことである。大番武士の活動がはじめて史料的に確認されるのは、高倉天皇の里内裏である閑院内裏からであるが、近年では閑院内裏の儀礼空間をめぐる研究が大きく進展し(飯淵康一「平安時代里内裏住宅の空間的秩序(一)(二)」(『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版、2004年、初出1981・84年、野口孝子「閑院内裏の空間領域」『日本歴史』674号、2004年)、大番武士による内裏警固の在り方について、諸門の位置と大路との関係など、閑院内裏の構造に基づいて実態的に考えることが可能になったのである。閑院内裏が、平安末期から鎌倉中期にいたるまで、天皇の主要な里内裏として使用され続けたことを考えるならば(木村英一「王権・内裏と大番」『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』清文堂出版、2016年、初出2006年)、内裏大番役の成立・展開は、閑院内裏という固有の存在を念頭に置いて検討されねばならないのである。

(4) 以上を踏まえ、本研究は4年間の研究期間で、京都大番役の成立・展開について、それを組織する武家権力の特質と警固対象の御所の個性に注意を払いつつ、実態的に検討を進めることとした。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、京都大番役の成立・展開について、近年の研究成果や私がこれまで進めてきた平氏権力研究や鎌倉幕府研究の成果に基づいて、平安末期、治承・寿永内乱期(文治年間以前)、鎌倉前期(建久年間から承久の乱まで)、鎌倉中後期の四段階に区分して、その実態を明らかにすることが目的である。

(2) まず平安末期については、私はこれまで『源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館、2009年)などにおいて平氏権力の具体的検討を進め、『平家物語』に基づいて、強大な家人組織が存在したかのように理解する従来の「平氏政権」像に疑問を呈してきた。平氏による地方武士の組織化は、畿内近国や西国の一部の地域を除いて、在京活動を展開している武士を中心とする限定的で緩やかなものであり、こうした平氏権力の特質は、平氏が創始した里内裏大番役の在り方にも反映されていたと思われる。本研究は、鎌倉幕府京都大番役を総括的に論じた伊藤邦彦氏が注意を促したように(『鎌倉幕府京都大番役覚書』『鎌倉幕府守護の基礎的研究 論考編』岩田書院、2010年、初出2005・06年)、鎌倉幕府のもとで制度的に整備された京都大番役のイメージから平安末期の大番役をとらえるのではなく、宇都宮朝綱や畠山重能など、大番衆であった武士の活動形態を個別に検討し、また寺社強訴などに対する閑院内裏の諸門の警固態勢に着目することによって、成立期里内裏大番役の実態を解明していきたい。また、摂津源氏による大内守護の検討とともに、大内大番役がすでに成立しているのかどうかについても考察したい。

(3) 次に 治承・寿永内乱期については、寿永2年(1183)7月の平氏一門の都落ち以後、木

曾義仲や鎌倉軍の源範頼・義経などが入京することとなり、治承・寿永内乱期には里内裏の警固も木曾義仲や多田院御家人など、様々な軍事勢力が担うことになる。本研究では、鎌倉幕府が平氏権力のもとで創始された閑院内裏大番役を継承・組織していく様相について、内乱情勢の展開と賦課対象の変遷に注意しながら具体的に明らかにしたい。また、里内裏大番役と大内大番役との間に明確な区別が存在しているのかも検討の対象とする。

(4) 鎌倉前期については、従来、建久年間(1190~99)において内裏大番役が御家人役として整備され、鎌倉幕府御家人制が確立した段階であると理解されてきた。その段階における里内裏大番役の整備の在り方と、大内大番役の実施形態を考察することとする。そして、そのような大番役への御家人の動員が、京の武士社会をどのように変容させていくのかについて検討したい。

(5) 最後に 鎌倉中後期については、承久の乱後、幕府は里内裏や大内だけでなく、それまで北面の武士や武者所など、院の家産的武力によって警固されてきた院御所も大番役の対象としたことが明らかにされており、この時期は京都大番役が確立した段階ととらえられている。本研究では、長期にわたって里内裏として使用されてきた閑院内裏が焼亡したことなども考慮に入れて、この段階の京都大番役の実態を考察することが目的である。

3. 研究の方法

(1) 史料の検索・収集は次のように実施した。平安末期については、『兵範記』『玉葉』『愚昧記』『顕広王記』『山槐記』『吉記』などの貴族の日記を中心とし、その他、慈円『愚管抄』や鎌倉幕府が編纂した『吾妻鏡』、『従三位頼政卿集』『建礼門院右京大夫集』などの和歌集、軍記物の『平家物語』『保元物語』『平治物語』諸本などを検索し、(a)里内裏、(b)大内、(c)院御所警固に関連する記事を網羅的に収集した。治承・寿永内乱期については、やはり『玉葉』『山槐記』『吉記』『明月記』などの古記録を中心に、『吾妻鏡』や『平家物語』諸本、さらに『平安遺文』『鎌倉遺文』に収録された古文書類などを検索し、(a)(b)(c)の大番役関連史料を収集した。

鎌倉前期(建久年間から承久の乱まで)では、『玉葉』『明月記』『三長記』『猪隈閑白記』などの古記録や、『百練抄』『吾妻鏡』などの編纂記録、『鎌倉遺文』『大日本史料』『大日本古文書』所収の古文書を検索して、承久の乱にいたる時期の大番役関連史料を収集した。鎌倉中後期については、『明月記』『平戸記』『岡屋閑白記』『葉黄記』『経俊卿記』『吉読記』『民経記』『勘仲記』『公衡公記』『実躬卿記』『伏見天皇日記』『花園天皇日記』などの古記録をはじめ、『鎌倉遺文』『鎌倉幕府裁許状集』『中世法制史料集 鎌倉幕府法』『大日本史料』『大日本古文書』などに収載されている古文書類、さらに『古今著聞集』『沙石集』『沙汰未練書』『建武記』などの説話集・編纂物にも注目して、関連史料の収集を進めた。これらの史料集は、大阪大学総合図書館・大阪大学文学研究科日本史研究室が所蔵している備品、ならびに私個人で所蔵している書籍を活用し、所蔵していないものについては書店や古書店から購入した。

(2) 関連史料は、まず該当箇所を複写したうえで、(a)里内裏、(b)大内、(c)院御所に区別しながら、パソコンの表ソフトに一覧表として順次入力した。該当史料の複写とパソコン入力の補助として、平成27年度・28年度に大阪大学文学研究科に所属する大学院生2名を研究補助者として雇用了。

(3) 京都大番役の成立・展開を、武家権力・貴族社会の動向や、中世都市京都の構造と関連づけて理解するために、平氏権力・鎌倉幕府関係の研究書や、閑院内裏や大内裏などを分析した建築史関係の研究書、京都大番役に動員された武士に関する研究書・自治体史なども、本研究の進捗状況に合わせて購入し、活用した。

(4) 京都大番役の在り方をより実感的に理解するために、里内裏大番役の起源となった押小路東洞院殿跡や閑院内裏跡、大内大番役の対象である大内裏跡(いずれも京都府京都市内)などを現地調査し、周囲を歩きながらその空間的規模の把握に努めた。また、鎌倉幕府が京都大番役とならんで警固番役を編成した鎌倉番役の対象地である宇都宮辻子幕府跡・若宮大路幕府跡(神奈川県鎌倉市)の現地調査や、異国警固番役の一部である石築地役で築かれた元寇防塁(福岡県福岡市)の見学、長門警固番役を指揮した長門国守護所跡(山口県下関市)などの現地調査を行った。史料調査では、京都府立総合資料館や神奈川県立金沢文庫、滝山寺(愛知県岡崎市)、下関市立歴史博物館などに赴き、大番役・守護関係の史料を閲覧した。

4. 研究成果

(1) 平安末期は、里内裏大番役が創始された段階である。(a)里内裏の警固は、『愚管抄』が記すように、平氏一門による二条天皇の押小路東洞院殿の警固を起源とし、高倉天皇の閑院内裏の警固において大番役として整備されたと推測される。したがって、里内裏大番役は、家督として京で一門を率いた平重盛のもとで整備されたと考えられる。しかし、閑院内裏の規模を考えても、大規模な警固体制がとられたとは考えがたく、在京武士を中心とするものであったと思われる。なお、安元3年(1177)4月の時点で閑院内裏を警固する者として、「四大番者等」が登場しており(『顕広王記』同年4月30日条)、大番兵士が数字で編成されていたとすれば、少なくとも四番までは大番兵士の組織がこの時点で存在したことになる。

(2) 従来、平安末期の内裏大番役は、のちに鎌倉幕府のもとで完成された京都大番役のイメージから、東国武士が組織的に京に動員されていたかのように理解されることが多かった。しかし、上記のように大番役編成が在京武士中心であったことを考えると、例えば保元元年(1156)7

月の保元の乱において、源義朝が多くの東国武士（特に武蔵国）を京に動員したとする『保元物語』の記載なども、再検討の必要が出てくることになろう。他史料から保元・平治の乱に参加したことが確認できる東国武士は、基本的にそれ以前から在京活動を展開している武士の家であり、保元・平治の乱の動員兵力も、里内裏大番役と同様に、在京武士が中心になっていたことがうかがえるのである。

(3) (b)大内の警固については、系図類には摂津源氏源頼光の時代に始まったかのように記されているが、一次史料で確認できるのは12世紀後半の源頼政の代からであり（『従三位源頼政集』、生駒孝臣「源頼政と以仁王」『中世の人物 京・鎌倉の時代編 第2巻 治承～文治の内乱と鎌倉幕府の成立』清文堂出版、2014年）、安元2年(1176)には大内守護を担っていた頼政の次男頼兼の郎従が、「大番之輩」と記されていることから（『玉葉』同年6月29日条）大内大番役がこの時点ですでに整備されていた可能性もある。とすれば、里内裏大番役・大内大番役はともに、京武者として活動する「源氏平氏」の軍事貴族のもとで創始されたことになり、保元・平治の乱後の都の武士社会を考えるうえで重要な論点となろう。なお、(c)院御所の警固に関しては、木村英一氏の指摘のように、大番役として編成された形跡は見当たらなかった（木村英一「京都大番役の勤仕先について」『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』清文堂出版、2016年、初出2002年）。

(4) 治承・寿永内乱期における(a)里内裏（閑院）の警固は、寿永2年(1183)7月の平氏都落ち後に木曾義仲が担い、義仲・平氏滅亡後は、多田院御家人や貴志荘住人、河辺船人など摂津国の武士に対して大番役を命じている事例が散見され、初代摂津国惣追捕使である多田行綱追捕後に同職に任じられた大内惟義が、里内裏大番役編成の中心人物になっていたと考えられる。なお、多田行綱は平氏権力と協調関係にあった京武者であるから、多田院御家人は平安末期から閑院内裏の警固にあっていた可能性も考えられよう。

(5) (b)大内の警固については、平氏都落ちの直後の寿永2年7月の時点では、木曾義仲らとともに入京した源有綱（頼政の孫）の軍勢が担っていたが（『吉記』同年7月30日条、延慶本『平家物語』第三末）その後は頼兼（頼政次男）が大内守護を務め、文治4年(1188)には頼兼が「大内守護」について、「不便」により「他人結番」で守護せられんことを訴えている。内乱期には大内の警固は大番役の形態をとらなくなっていたことが推測されよう。大内守護を伝統的に統括してきた摂津源氏の頼兼が、この段階であらためて大内大番役として整備されることを鎌倉の源頼朝に訴えたのである。

(6) 建久年間以降の鎌倉前期になると、(a)里内裏大番役は、畿内近国・西国諸国の御家人が担うことが史料上確認されるようになるが、例えば美濃国内の大番役勤仕者を御家人に限定し、大内惟義の統率のもとで勤仕することを命じた有名な前右大将源頼朝家政所下文が、重宗流美濃源氏の流れをくむ章敷重隆を失脚させた事後措置として発給されたことを明らかにした勅使河原拓也氏の研究を踏まえると（「治承・寿永内乱後の東海地域における鎌倉幕府の支配体制形成」『年報中世史研究』42号、2017年）里内裏大番役への動員は、院政期以来の京武者を追捕したのちの地域秩序を再編するものであり、その中心的役割を大内惟義が担っていたと理解されるのである。鎌倉幕府の里内裏大番役の整備における大内惟義の役割を、守護（惣追捕使）という役職に還元してしまうのではなく、その個人の役割として再評価する必要があるだろう。

(7) (b)大内の大番役については、摂津源氏頼兼の要請に基づき建久元年(1190)には北国御家人が頼兼の指揮下にしたがって務め（『吾妻鏡』同年6月26日条）建久2年（1191）には甲斐源氏の安田義定が「大内守護」を務め（『吾妻鏡』同年5月3日条）さらに建久7年(1196)には和泉国御家人が佐原義連の催促で「大内大番」を務めている（『鎌倉遺文』881号など）しかしその一方で、承久元年(1219)に源頼茂（頼兼の子）が大内守護として滅亡しており（『百練抄』同年7月13日条）大内守護と摂津源氏の強固な結びつきはこの時期まで継続した。院政期以来の摂津源氏による大内守護を、鎌倉幕府がなぜ否定したうえで自己の編成下に組み直さなかったのかについては、今後の課題となろう。

(8) 承久の乱後の鎌倉中後期には、1230年代から1240年代前半を中心に鎌倉幕府による洛中警固体制を確立させる法整備が行われ、里内裏大番役は日常的に六波羅探題に奉仕する在京御家人は免除されることとなった（木村英一「六波羅探題の成立と公家政権」『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』清文堂出版、2016年、初出2002年）これは、寛喜の大飢饉の影響により御家人役を整備する動きのなかで、京都大番役も明確化されたと考えられる。

(9) 大内大番役は大内（正内裏）の焼失によって消滅する一方、承久の乱までは大番役で警固されることのなかった(c)院御所が、貞永2年(1233)の後堀河院政期には大番衆によって担われるようになったことが史料上確認される（『民経記』同年1月17日条）新たに鎌倉幕府の院御所大番役が成立したことが判明する（木村英一前掲「京都大番役の勤仕先について」）。

(10) 以上のような検討から、1230年から40年代前半にかけて鎌倉幕府の京都大番役が確立するという見通しが得られそうであるが、しかし最近の勅使河原拓也氏の研究によれば、宮騒動・宝治合戦を契機に13紀半ばに京都大番役の対象は非御家人にまで拡大され、御家人制そのものが拡大する方向性をもったという（「番役に見る鎌倉幕府の御家人制」『史林』101巻6号、2018年）このような業績を踏まえると、京都大番役の在り方は、鎌倉中後期の枠内においても大きく変化しており、どこかの時点で完成型を求めて大番役の成立や整備を議論することは適切ではないと判断されよう。京都大番役が鎌倉幕府権力の展開・変質とどのように関係していたのかを、さらに鎌倉幕府の滅亡まで視野に入れて追究する必要があると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

川合康、中世の始まりをより深く理解するための5冊、集英社クオータリーkotoba、査読無し、2018年冬号、2017年、pp.54-57

〔学会発表〕(計 6 件)

川合康、山内俊綱の「討死」をめぐる諸問題 『平治物語』『平治物語絵巻』『平治合戦図屏風』との関連から、東京大学史料編纂所国際研究集会「合戦のイメージ形成から実像を考える」、2019年1月26日、東京大学弥生講堂

川合康、源義経と伊勢国惣追捕使、大阪歴史学会中世史部会11月例会、2018年11月30日、大阪市立淀川区民センター

川合康、金剛寺文書と河内長野、第56回中世史サマーセミナー、2018年8月22日、河内長野荘

川合康、平安末期の内乱と山内首藤氏、第38回中世政治史研究会、2017年11月26日、東京大学史料編纂所、

川合康、保元・平治の乱と相模武士、第8回中世文化史研究会、2016年12月11日、奈良女子大学

川合康、『建礼門院右京大夫集』と治承・寿永の内乱、第33回中世政治史研究会、2016年1月13日、東京大学史料編纂所

〔図書〕(計 6 件)

川合康、吉川弘文館、院政期武士社会と鎌倉幕府、2019、320

川合康 他、吉川弘文館、相模武士団、2017、328 (pp.14-34)

Kawai Yasushi, with Karl F. Friday 他, Routledge,

Routledge Handbook of Premodern Japanese History, 2017, 418 (pp.310-329)

川合康、源平シンポジウム委員会、赤間神宮叢書28 平清盛と「鹿ヶ谷事件」 『平家物語』の虚構を読み解く、2017、41

川合康 他、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立劇場第196回文楽公演解説書、2016、52 (pp.20-21)

川合康 他、笠間書院、文化現象としての源平盛衰記、2015、728 (pp.542-559)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 該当無し

6. 研究組織

(1)研究分担者 無し

(2)研究協力者

研究協力者氏名：永野 弘明

ローマ字氏名：(NAGANO, hiroaki)

研究協力者氏名：田村 亨

ローマ字氏名：(TAMURA, toru)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。